

## ＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

### コ⑪ コンクリートの一軸試験機（圧縮・引張・曲げ試験機）の校正証明書の取扱いについて

2007年3月9日制定  
2008年3月6日改訂  
2019年11月29日改訂  
JIS登録認証機関協議会

## 解 釈

製品試験を申請者の試験設備で行うにあたっては、JIS Q 17025 の該当する要件を満たすことが必要とされる。JIS Q 17025 の「6.4 設備」では、測定設備が「測定の精確さ又は測定不確かさが、報告された結果の妥当性に影響を与える」「その設備の校正が、報告された結果の計量トレーサビリティを確立するために要求される」場合に校正することが定められており、また、「6.5 計量トレーサビリティ」では、「ラボラトリーは次のいずれかを通じて、測定結果が国際単位系（SI）にトレーサブルであることを確実にしなければならない」と定められている。

- a) 「能力のあるラボラトリーから提供される校正」
- b) 「能力のある生産者から提供された、表明された SI への計量トレーサビリティを伴った認証標準物質の認証値」
- c) 「直接的に又は間接的に、国家標準又は国際標準との比較によって確認がなされた SI 単位の直接的実現」

上記を踏まえ、一軸試験機（圧縮・引張・曲げ試験機）については、国家標準とのトレーサビリティが担保されている JCSS 校正（ILAC/APLAC の MRA メンバーから認定された校正機関の校正でも可）がなされていれば、申し分ないところである。

しかしながら、測定不確かさに関しては、上記のような校正ばかりがなされているとは言えない現状とコンクリート製品の該当 JIS 規格に測定不確かさの算定及び試験結果への適用が規定されていないことを踏まえて、校正証明書に測定不確かさが表記されていなくてもよいこととする。

以上